

前向きな取組のための
資金を必要とする方

資金繰り支援

設備新陳代謝支援、賃上げ促進、経営者保証に関するガイドライン

■設備新陳代謝支援、賃上げ促進及び創業支援

○日本政策金融公庫が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など、前向きの事業展開に向けた取組に対応した融資を促進します。

制度の利用にあたっては日本公庫にご相談ください。
→裏面の①又は②を参照

- 設備新陳代謝:耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、**当初2年間、適用利率から0.5%引き下げ**ます。
- 賃上げ促進:雇用の拡大や賃金の引上げにより給与支払い総額を増加させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者を対象に、運転資金の融資について**基準利率から0.4%引き下げ**ます。
- 創業支援:創業関連融資制度について、**新しく創業を行う方への貸付限度額(無担保・無保証)を1,500万円から3,000万円に拡大**するなどの支援を行います。
(基準利率(12月現在)は中小1.60%、国民1.90%)

■「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

- 中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に、随時応じます。
- ①法人と個人の明確な分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等、ガイドラインに規定されている要件を実現し、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方に対し、適切なアドバイスが可能な専門家を御紹介します。
また、ガイドラインに基づく保証債務の整理を希望する方に、その整理に向けた適切なアドバイスが可能な専門家を御紹介します。

制度の利用にあたってはお近くの中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関にご相談ください。

→裏面の③～⑤を参照



経営者保証に関するガイドラインは、

- ・法人と個人が明確に分離されている場合等に、経営者保証を求めないこと
 - ・保証債務の履行時に経営者に一定の資産を残すこと等を検討すること
- などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します！

貸付制度

① 日本政策金融公庫

平日 0120-154-505

② 沖縄振興開発金融公庫

平日 098-941-1740

※受付は、平日9:00～19:00

経営者保証に関するガイドライン

③ 中小企業基盤整備機構 地域本部等

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・北海道本部 011-210-7471 | ・近畿本部 06-6264-8611 |
| ・東北本部 022-716-1751 | ・中国本部 082-502-6555 |
| ・関東本部 03-5470-1620 | ・四国本部 087-811-1752 |
| ・中部本部 052-220-0516 | ・九州本部 092-263-0300 |
| ・北陸本部 076-223-5546 | ・沖縄事務所 098-859-7566 |

④ 最寄りの商工会・商工会議所

⑤ 各地の認定支援機関

→ ポータルサイト「ミラサポ」にてご案内しております。

▼ 身近な「認定支援機関」窓口を活用しましょう！ ▼

○【認定支援機関】とは、地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関で、中小企業・小規模事業者にとっての【身近な相談窓口】です。

それぞれの機関の【専門分野のアドバイス】が受けられます。

今年度から
本格運用！



「ミラサポ」は、中小企業・小規模事業者の
未来をサポートするポータルサイトです！

ミラサポ

検索

施策情報提供

- 国や公的機関の施策情報をわかりやすく提供します。

コミュニティ

- 中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供します。
- ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ること可能です。

専門家派遣

- 分野ごとの専門家のデータベースを整備し、その中からユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、オンライン上での派遣依頼ができます。

ミラサポ事務局お問い合わせ先 (平日9:00～17:00)



ナビダイヤル (通話料有料)
0570-057-222



IP電話等からの番号 (通話料有料)
045-330-1818